

神戸大学学生対応危機管理 マニュアルについて

(神戸大学学務部学生生活課 学生相談係長)

堀坂 進

近年、各大学において学生の安全を確保するため、危機管理体制の整備が求められるようになり、平成一九年一月に開催された第二八回全国国立大学学生指導担当副学長協議会でも取り上げられました。

神戸大学では、平成一九年四月に、学生委員協議会(各研究科から選出された学生担当教員で構成する委員会)内に、学生の安全対策に関する検討委員会を設置し、マニュアルを作成することを決定、同検討委員会で、他大学の危機管理マニュアル等を参考に、学生の危機に対し大学としてどのように対応しなければならないかということを具体的な事例をあげて、「学生対応危機管理マニュアル」とし

て作成することとなりました。

その後役員会等から、大学の危機管理は学生だけでなく、教員・職員を含めた大学全体として考える必要があるとの考えから、全構成員を対象とした危機管理マニュアルを作成するよう指示があり、総務部で全学マニュアルとして「神戸大学危機管理基本マニュアル」を作成し、その個別マニュアルとして、「事象別危機管理マニュアル(全学編)」、「学生対応危機管理マニュアル」、「新型インフルエンザ対応マニュアル」(全学編)等を作成することになり、平成二〇年四月に各マニュアルが作成されました。

なお、作成された各マニュアルは、本学ホームページに

掲載されるとともに、危機に速やかに対応できるよう各部署に配置されています。

以下、各マニュアルについて紹介します。

一「神戸大学危機管理基本マニュアル」は、次のような内容となっています。

第一部で危機管理体制の基本方針を、第二部で危機管理のための組織体制や危機管理対応基準等を、第三部で次のような個別マニュアルを作成するよう定めています。

- 1 事象別危機管理マニュアル（全学編）
 - 2 学生対応危機管理マニュアル
 - 3 新型インフルエンザ対応マニュアル（全学編）
 - 4 部局毎の事象別危機管理マニュアル（作成中）
- 二「事象別危機管理マニュアル（全学編）」は、次の八事象を想定し、それぞれの事象毎に注意事項及び対応の流れを作成しています。
- 1 地震対応マニュアル
 - 2 風水害（台風）対応マニュアル
 - 3 火災対応マニュアル

- 4 事故・事件対応マニュアル
- 5 交通事故対応マニュアル
- 6 不審者対応マニュアル
- 7 感染症対応マニュアル
- 8 盗難・破損・犯罪対応マニュアル

三「学生対応危機管理マニュアル」は、次の九事象を想定し、それぞれの事象毎に注意事項及び対応の流れ（フローチャート）を作成しています。

最初に、学生の危機への対応（学生が巻き込まれるケース）として、①学内へ不審者が侵入し、暴れ出した場合、②化学実験中に爆発事故が起こった場合、③課外活動で遠征中に交通事故にあった場合、④通学中に公共交通機関等で重大事故にあった場合の四事象を取り上げています。

次に、学生による危機への対応（学生が引き起こすケース）として、①学生がゼミ等の打ち上げで飲食し暴行を行った場合、②加害学生に精神疾患が疑われる場合、③大学祭で食中毒が発生した場合を取り上げています。

最後に、その他の学生危機への対応として、①学生が海外留学中に交通事故にあった場合、②留学生が国内旅行中に交通事故にあった場合を取り上げています。

なお、「学生対応危機管理マニュアル」では危機管理体制として、次のとおり定めています。

1 学生対応危機管理体制

本マニュアルにおける学生対応の危機管理を統括する責任者は、理事（教育・学生生活担当）であり、研究科長等部局長の協力を得て全学的な学生の危機管理にあたります。教職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生するおそれがあることを発見した場合は、理事又は部局長等に通報しなければならないこと。通報を受けた部局長等は発生現場における初期対応にあたるとともに、理事（教育・学生生活担当）と相互に連絡をとり危機への対応にあたります。

2 学生危機対策本部

理事（教育・学生生活担当）は、1に記述した部局長等からの連絡を受けたときや、自ら危機事象を認識したとき等において、その対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事態に係る学生危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置することとなります。

この対策本部の構成は、総括責任者である理事（教育・学生生活担当）を本部長とし、理事、部局長等の中から理

事（教育・学生生活担当）が指名する者を副本部長とし、関係理事、関係部局長等及び関係部課長等を本部長とし、その事務は学務部が関係部課等の参画を得て行うこととしています。

理事（教育・学生生活担当）が不在等の場合は、あらかじめ指名する理事が本部長代理となります。

対策本部は、本部長の指揮の下に迅速に危機事象に対処し、職員は、対策本部の指示の下に危機事象に対応します（原因の特定等に必要な場合は、事故調査委員会を設置）。

また、対策本部は、危機事象への対処の終了後に役員会等に必要な報告をし、承認を得なければならないものの、危機事象への対応に当たり、学内手続を省略することができることとしています。

なお、この対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散することとなります。

参考に「加害学生に精神疾患が疑われる場合」についてのフローチャート、レベル表（別表1）及び学生による犯罪発生時の対応（別表2）を紹介します。

別表1 レベル表

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
学生が事件を起こしたとの情報が入った。	<ul style="list-style-type: none"> 被害者が負傷しているものの、軽症である。 報道機関から事件に関して照会または取材の申し込みがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> レベル2の状況が複数の学部で発生 複数の部局の学生が負傷している場合 	<ul style="list-style-type: none"> 被害者が重傷以上の状況である。 報道機関から事件に関して照会または取材の申し込みが殺到している。
関係者へのヒアリング	学生危機対策本部の設置を検討	対策本部の設置を検討	対策本部の設置

別表2 学生による犯罪発生時の対応

名称	構成員
学生危機対策本部	本部長：理事（教育・学生生活担当） 副本部長：当該部局長 本部長：関係理事、保健管理センター所長、学務部長、学務課長、関係部局事務（部・課）長、その他必要と認められる者
被害者相談窓口	学務課長、関係部局事務（部・課）長
連絡調整窓口（学内対応）	学務課長
学外担当窓口	報道機関対応 連絡調整：広報マネージャー 問い合わせ対応：学務課長

最後に、本年七月に本学において発生した「はしか」については、事象別危機管理マニュアルに則り、危機対策本部を設置して対応できましたが、部局の教育に対する保健委員会（部局長）の意見のとりまとめと、危機対策本部の意志決定との間の調整が難しい点があることが今後の課題として浮きぼりになりました。

同マニュアルは、教職員・学生にはまだまだ周知ができていないことから、今後は、どのようにして全ての構成員に周知していくか、特に全学生への周知をどのようにしていくかが課題になると思います。

また、このような危機対応マニュアルを作成しておくことは必要ですが、できれば実際に適用するようなことがないよう、常日頃からの対策が必要であると思います。

加害学生に精神疾患が疑われる場合の対応フローチャート

